

葛飾区地域安全推進に関する覚書

葛飾区、葛飾警察署及び亀有警察署は、地域に根ざした「安全・安心まちづくり」を更に推進するため、以下の内容を確認し、覚書を締結する。

- 1 葛飾区、葛飾警察署及び亀有警察署は、安全・安心な地域社会を築くため、相互に連携を取り合いながら、地域社会における犯罪や交通事故の発生を未然に防止するための活動を積極的に推進していく。
- 2 葛飾区は、「安全・安心まちづくり」に関するハード・ソフト両面にわたる地域安全に係る事業に積極的に取り組んでいく。
- 3 葛飾警察署及び亀有警察署は、葛飾区の取り組む地域安全に係る事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、犯罪及び交通事故に関する実態の分析、情報提供、必要な助言、パトロールの強化その他必要な支援と協力を積極的に行う。
- 4 葛飾区、葛飾警察署及び亀有警察署は、相互に情報交換を密にし、葛飾区地域安全活動連絡会により、具体的な事業内容、方針等を確認していく。

これを証するため本書面を3通作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成23年8月23日

葛 飾 区

区長 青木克徳

警視庁葛飾警察署

署長 廣瀬紹三

警視庁亀有警察署

署長 幸井秀樹